

## 逗子市ふるさと寄附金事務の一括代行業務要求仕様書

逗子市（以下「本市」という。）が委託する逗子市ふるさと寄附金事務の一括代行業務は、次のとおりとする。

### 1 業務の概要

- (1) 業務の受託者（以下「受託者」という。）は、インターネット上（パソコン及び携帯電話）で本市に対するふるさと寄附金（以下「寄附金」という。）のクレジットカード決済による代理納付の申込みを可能とする受付サイト（以下「受付サイト」という。）を提供すること。
- (2) 受託者は、地方自治法 231 条の 2 第 6 項に規定する指定代理納付者として、前号の寄附金を寄附する者（以下「寄附者」という。）が支払うべき寄附金を寄附者に代わって行う本市への代理納付すること。
- (3) 本市が寄附者に提供する返礼品（サービス提供の場合は利用券）の発注・配送等の管理を行うこと。
- (4) 寄附者等からの寄附に関する問い合わせに対応すること。
- (5) 前各号のほか寄附金に関する事務を円滑に運営すること。

### 2 業務の詳細

#### (1) 受付サイトに関する事項

- ア 寄附金の受付、寄附金の使用用途の受付及び寄附金の額に応じた返礼品の選択ができること。
- イ 返礼品の提供事業者の在庫状況に応じて受付サイトの表示切替ができること。
- ウ 寄附者がワンストップでクレジット決済が可能となる仕組みを提供すること。
- エ 寄附申込み完了又はクレジット決済完了のメールを寄附者に送信できること。
- オ 書面での申請についても、申込情報をシステムで管理できること。
- カ 本市の情報ページの表示・編集機能があること。
- キ 受付サイトの修正・更新・保守管理を行うこと。
- ク 申込状況等の業務内容について報告書を提出すること。

#### (2) 指定代理納付に関する事項

- ア 受託者は、地方自治法 231 条の 2 第 6 項の政令で定めるクレジットカード発行業務や加盟店業務を行うことができる要件を満たすものであること。
- イ 使用できるクレジットカードのブランドは、「VISA」、「MasterCard」、「JCB」、「American Express」及び「Diners Club」とする。なお、受託者が加盟又は提携する国際ブランドマークが付された受託者以外の者が発行するクレジットカードの取扱いも可能であること。
- ウ 取り扱う支払回数は、一括払いとすること。

エ 受付サイトにより寄附金を収納し本市に払い込む業務については、支払方法の種類等を問わず毎月一定日を締切日とし、締切日後一か月以内に、あらかじめ本市が指定する口座へ一括で振り込むこと（入金日が金融機関休業日である場合は、別途協議を行う。）。

オ 受託者は、代理納付に関する金銭をその他の金銭と区別して管理し、その保全のために必要な措置を講じること。

(3) 返礼品の発注及び配送に関する事項

ア 受託者は、本市が指定する価格で返礼品提供者と返礼品に関する契約を締結し、返礼品の発注及び管理を行うこと。指定する価格等について契約期間中に変更する必要がある場合は、別途協議することとする。なお、返礼品に関する費用は別途請求できるものとする。

イ 返礼品の配送状況を管理できること。

ウ 返礼品の調達費用等を月次集計のうえ、報告すること。

エ 季節商材の発送時期管理を行うこと。

オ 寄附者からの返礼品に対するクレーム等に対応すること。

カ 運送に使用する車両は、受託者の自社便又は運送業者を使用し、水漏れ落下等による返礼品の破損や盗難及び紛失等による情報漏えい等を防止するための所要の措置を講じること。

(4) 寄附に関する問い合わせに関する事項

受付サイトを利用した寄附に関連した問い合わせに対し、電話又は電子メール等により情報提供その他の回答を行い、行政に関する事項の質問については、本市に転送すること。

(5) 寄附証明書の作成に関する事項

寄附者への寄附証明書の作成が出来ること。

(6) プロモーションに関する事項

ふるさと寄附金制度の活用促進等について本市の実情に応じたコンサルティングを行い、メディア露出等のプロモーションを行うこと。

(7) その他

ア 受託者は、返礼品提供事業者に対し、業務請負契約締結後に返礼品提供事業者説明会を実施すること。

イ 受託者は、返礼品提供事業者及び返礼品の選定を行う際、逗子市商工会と協力して業務を行うこと。

3 納付情報の管理

受託者は、本業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存すること。

#### 4 個人情報保護及び情報セキュリティの確保

受託者は、本業務の履行に当たり、個人情報を含む本市の情報資産の取扱いについて情報セキュリティの必要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、強固なセキュリティ環境を構築し、適切な管理を行うこと。また、本業務に係る個人情報については、逗子市個人情報保護条例(平成3年逗子市条例第18号)に基づき適正に取り扱うこと。

#### 5 再委託の禁止

再委託は原則認めない。ただし、書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

#### 6 報告及び検査

本市は、必要があると認めたときは、受託者に対して収納業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求めることができる。また、代理納付に係る受託者の帳簿、書類、その他の物件等の検査を行うことができる。

#### 7 契約の解除

本市及び受託者は、相手方が本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにも関わらず、当該違反が是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本条による契約の解除は、損害賠償の請求を妨げないものとする。

#### 8 その他

- (1) 受託者が本市に代理納付する金額から本市が受託者に支払う本業務の手数料等を差し引くことはできないものとする。
- (2) 受託期間終了後も、委託期間中に寄附を受けた分の問い合わせへの対応、その他本業務に関する本市からの問い合わせの対応を行うこと。
- (3) この要求仕様書は、概略を示すものであり、本要求仕様書に明記していない事項であっても、目的遂行上当然に必要なと認められるものは、受託者の責任において実施するものとする。